

製造販売後調査に係る調査経費等の規定

2009 年 9 月 15 日

磐田市立総合病院における製造販売後調査に係る経費を以下のように規定する。

調査委託料

- ・ 調査経費
 - 調査依頼会社の規定に従う。ただし原則として 1 調査票あたり ¥20,000 を下限とする。
 - 事務経費（調査内容の確認、契約書作成に係る経費）を含む。
- ・ 管理経費
 - 調査票を遅延なく提出するための管理費とする。
 - 調査票作成は医師の指示で薬剤師が行う。
 - 調査経費の 100 分の 30 とする。

なお本規定は平成 21 年 11 月 1 日以降契約の調査から施行するが、すでに契約済みの調査においても、その旨の覚書を交わすことで変更できるものとする。

2009 年 6 月 18 日	磐田市立総合病院管理者会議承認
2009 年 9 月 15 日	同製造販売後調査審査委員会承認